

不法投棄対策への支援について

自治会のみなさまには、クリーン作戦等でポイ捨てのないまちづくりにご協力いただいているところですが、不法投棄が後を絶ちません。昨年度一年間で20件、今年度も4月から6月までの3ヶ月間で4件の不法投棄に関する相談が寄せられています。

○自治会内にこのような場所はありませんか？

- ・テレビや冷蔵庫といった家電製品が投棄されている
- ・缶やビンなどが多く捨てられていて、ごみ捨て場のようにになっている …など

これは不法投棄です！

不法投棄を防ぐためには、早めの撤去と不法投棄禁止の周知が必要です。そこで北栄町は不法投棄対策として、以下のことを実施しています。

◎不法投棄の撤去を行う自治会（または個人）を支援します。

不法投棄撤去を支援する補助金があります。

補助率

- (1) 運搬車両、重機等の借上げ等に要する経費 → 1/2
- (2) 撤去した廃棄物の処分要する経費 → 10/10

※上記(1)と(2)の合算後、1,000円未満を切り捨て

◎不法投棄防止看板を貸与します。

ポイ捨て等が多く発生する場所に設置すると、抑止につながります。

※特に不法投棄現場の清掃後に設置すると効果的です。



不法投棄は、景観を損ねるだけでなく、水質や土壌などの環境に悪影響を及ぼすおそれのある悪質な犯罪です。

不法投棄は、「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、町全体で防止に取り組みましょう。

ごみの分別・再生資源の出し方や不法投棄に関するご相談等は、
住民生活課 生活環境室（電話：37-5866）までお問い合わせください。